

## ○弓削商船高等専門学校学生準則

制 定 昭和42年6月 1日

最終改正 令和3年3月4日

### 第1章 総則

（目的）

第1条 この学生準則は，本校学生が学生生活上遵守すべき事項について定める。

第2条 学生は，学則，学生準則その他の規則を遵守し，本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

### 第2章 誓約書

（誓約書）

第3条 入学者の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は，所定の期日までに，保護者等と連署した誓約書（第1号書式）を校長に提出しなければならない。

2 保護者等とすることができる者は，学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条，第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設の長とする。また，学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

3 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は，独立の生計を営む成年者であり，学生の指導・支援への意向のある者とする。

第4条 削除

第5条 削除

### 第3章 学生証

（学生証）

第6条 学生は，第1学年及び第4学年の初めに，学生証の交付を受け常時これを携帯し，本校教職員の請求があったときは，いつでもこれを呈示しなければならない。

第7条 学生証は，その有効期限が満了したとき，又は退学するときは，校長に返還しなければならない。

第8条 学生証を紛失又はき損したときは，すみやかに，学生証再交付願（第4号書式）を校長に提出し，再交付を受けなければならない。

### 第4章 体学，退学及び欠席等

（休学）

第9条 学生が，疾病その他の理由により，継続して3カ月以上修学することができないため，休学しようとするときは，医師の診断書又は詳細な事由書を添えて，休学願（第5号書式）を校長に提出し，その許可を受けなければならない。

2 休学の期間は継続して2年以内とする。

（復学）

第10条 休学した者が，休学の事由がなくなったことにより復学しようとするときは，復学願（第6号書式）を校長に提出し，その許可を受けなければならない。この場合，疾病により休学した者は，医師の診断書を添えなければならない。

(退学)

第11条 学生が退学しようとするときは、退学願（第7号書式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

(住所変更等)

第12条 学生は、住所又は氏名を変更したときその他一身上の異動があったときは、すみやかに学生身上異動届（第8号書式）を校長に提出しなければならない。

(欠席等)

第13条 学生は、欠席、欠課、遅刻又は早退しようとするときは、理由を明記し、事前に欠席・欠課・遅刻・早退届（第9号書式）を校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により、事前に提出できないときは、その理由を明記して、事後すみやかに提出しなければならない。

2 負傷又は疾病のため、引き続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添付するものとする。ただし、1週間以内の欠席に対しても医師の診断書を提出させることがある。

第14条 近親者の喪に服するときは、忌引願（第10号書式）を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、往復日数を除き、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母・甥姪1日とし、日曜日、土曜日及びその他の休日を含むものとする。

#### 第5章 学級担任教員

(学級担任教員)

第15条 学生は、学習及び生活等について、校長が任命する学級担任教員の指導助言を受けるものとする。

#### 第6章 学寮

(学寮)

第16条 学生は、校長の指示に従って入寮し、規律ある生活をしなければならない。

2 学寮における規律及び日課等については別に定める。

#### 第7章 服制

(服制)

第17条 学生は、服制を守り、自己及び学校の品位を傷つけるようなことをしてはならない。

2 服制は別に定める。

#### 第8章 健康及び安全

(健康)

第18条 学生は、常に衛生に留意し、健康保持に努めなければならない。

(健康診断)

第19条 学生は、各学年における定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

(治療)

第20条 校長は必要に応じて、学生に治療を命ずることがある。

(安全)

第21条 学生は、常に安全に留意し、火災及び風水害等の災害防止に努めなければならない。

2 学生による防火部署は別に定める。

#### 第9章 学生会等

(設置)

第22条 本校に、学生会を置く。

(学生会会則)

第23条 学生会について必要な事項は別に定める。

(目標)

第24条 学生会は、前条の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- (1) 学生生活を楽しく、豊かで規律正しいものにし、よい校風をつくる態度を養う。
- (2) 健全な趣味や豊かな教養を養い、個性の伸長を図る。
- (3) 心身の健康を助長し、余暇を活用する態度を養う。
- (4) 学校生活における集団の活動に進んで参加し、自主性を育てるとともに、集団生活において協力し、民主的に行動する態度を養う。
- (5) 学校生活において自治的能力を養うとともに、公民としての資質を向上させる。

(遵守事項)

第25条 学生会活動を行うにあたっては、つぎに掲げる事項を遵守するとともに、法令および学則、学生準則その他学校の定める諸規則に違反してはならない。

- (1) 学生会は、学校の教育方針に則り、学校の教育使命の達成に寄与すること。
- (2) 学生会は、その目的を逸脱し、学園の秩序を乱すような活動は行わないこと。
- (3) 学生は、学生会の運営について、常に深い関心を払い、その活動に積極的に参加すること。
- (4) 学生会は、会員の総意に基づいて運営され、又いかなる場合においても、個人の思想及び良心等に関する基本的な自由を侵さないこと。
- (5) 学生会は、校外活動を行うにあたっては、校長の承認及び学校の指導を受け、学生会の目的の範囲内において行動すること。
- (6) 学生会は、その目的及び使命の達成上必要があり、かつ学生会の自主性が阻害されないと認めて校長が承認した場合にかぎり、校外団体に加入することができる。学生会が校外団体に加入しようとするときは、第11号書式により校長に願い出て、その許可を受けなければならない。
- (7) 校外団体に加入が許可された後においても、前号の趣旨に違反すると認められる場合は、校長はその許可を取り消すことがある。

(構成)

第26条 学生会は、学生全員をもって構成するものとする。

2 学生は、入学と同時に学生会の構成員となるものとする。

(組織)

第27条 学生会に、総会、評議会、役員、局及び班を置く。

2 総会は、少なくとも年1回開催するものとする。

3 評議会は、学級及び局ごとに選出された評議員をもって構成し、学生会の運営に関する重要事項を審議する。

4 役員は、学生会の事務を処理する。

5 局の種類は、文化局、体育局及び厚生局とする。

6 各局は、その活動内容に応じて相当数の局に分ける。

7 学生は、その希望によって、いずれかの局に所属するものとする。ただし、2以上の局に所属することを妨げない。

(会則)

第28条 学生会は、会則を制定して校長の承認を受けるものとする。会則の変更についても同様とする。

2 会則には、少なくとも次の事項を記載しなければならない。

(1) 名称

(2) 目的

(3) 構成

(4) 組織

(5) 役員の種類、任務及び任期

(6) 総会及び評議会の機能及び権限

(7) 部及び班の種類並びに権限

(8) 会費に関する事。

(9) 会計に関する事。

(10) 顧問教員に関する事。

(11) 会議の召集に関する事。

(12) 部活動の連絡調整に関する事。

(13) 役員選挙並びに承認に関する事。

(14) 会議、各部及び会計等に関する事。

(15) 事業計画、予算及び決算に関する事。

(16) 会則の改正に関する事。

(17) 会則発効に関する事。

(事業計画書等)

第29条 学生会は、毎年度、事業計画書及び収支予算書について校長の承認を受け、事業報告書及び収支決算書を校長に提出するものとする。

(指導)

第30条 学生会は、学生主事の全般的な指導を受けるものとする。

2 局及び部は、それぞれ校長が命じた顧問教員の指導を受けるものとする。

(団体の結成等)

第31条 学生が、学生会とは別に、本校の学生をもって会員とする団体を結成しようとするときは、顧問教員を定め、団体の規約並びに顧問教員及び会員の名簿を添え、責任代表者2名以上が署名押印し、第12号書式により、校長に願い出て、その許可

を受けなければならない。ただし、有効期間は1年とする。

2 団体の変更又は継続の場合も同様とする。

第32条 前条の団体が解散したときは、すみやかに第13号書式により、校長に届け出なければならない。

2 前条の団体の行為が、本校の目的に反すると認められたときは、校長はその解散を命ずることがある。

(校外団体への参加等)

第33条 学生が、団体として校外団体に参加しようとするときは、当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、責任代表者が署名押印し第11号書式により、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

第34条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長はその許可を取り消すことがある。

#### 第10章 集会

(集会等)

第35条 学生が、校内外（以下学寮を含む）において、校名又は学生会名を使用して集会、催物その他の行事を行い、又はこれ等の行事に参加しようとする場合は、第14号書式により、1週間以前に責任代表者が校長に願い出て、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては学生主事の指示に従うものとする。

第36条 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、校長はその中止を命ずることがある。

#### 第11章 印刷物の発行、配布及び販売

(印刷物の発行等)

第37条 学生が、校内外において、雑誌、新聞、パンフレット、その他の印刷物を発行し、配布し、又は販売しようとするときは、当該印刷物の原稿を添え、事前に第15号書式により校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可された印刷物は、配布又は販売する前に、学生主事が必要と認める部数を学生主事に提出し又は呈示するものとする。

#### 第12章 掲示

(掲示)

第38条 学生が、校内外において、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは当該掲示物を添え、第16号書式により、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可された掲示物は、校長の指定する場所に掲示しなければならない。

#### 第13章 施設又は設備の使用

(施設等の使用)

第39条 学生及びその団体が、本校の施設又は設備を使用しようとする場合は、第17号書式により、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。ただし、第36条の規定により許可を受けた施設若しくは設備又は日常その使用を認められた施設

若しくは設備については、この限りでない。

- 2 学生又は団体が本校の施設又は設備を故意又は重大な過失により滅失、き損又は汚染したときは、その現状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

#### 第14章 雑則

(書類の経由)

第40条 第5条、第6条及び第9条から第15条までの規定により、学生が校長に提出する書類は、学級担任教員を経由するものとする。

第41条 第25条、第28条、第29条、第31条から第33条まで、第35条及び第37条から第39条までの規定により、学生会又は学生が校長に提出する書類は、学生主事を経由するものとする。

(委任)

第42条 この準則の施行に際して必要があるときは、さらに規則を定める。

附 則

この準則は、昭和42年6月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和60年4月23日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この準則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成元年6月29日から施行し、平成元年1月8日から適用する。

附 則

この準則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成18年3月22日から施行する。

附 則

この準則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定については、令和3年度以降に入学した学生から適用する。

第1号書式

誓約書

弓削商船高等専門学校長 殿

貴校に入学の上は学則等の諸規則が在学中は適用されることについて同意し、諸規則を遵守することを誓います。

令和 年 月 日

弓削商船高等専門学校

学科・専攻

氏名

(自署)

私は、「独立行政法人国立高等専門学校保護者等に関する取扱要項」(令和3年2月18日理事長裁定)に基づき、上記の者が貴校に在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう指導・監督する責任を負うことを誓約します。

なお、記載事項に変更が生じたときは、すみやかに本書を再提出いたします。

(保護者等)

住所

学生との関係

氏名

(自署)

緊急連絡先

保護者等とは、学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導、支援する立場にある者で、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導、支援への意向のある者とする。

個人情報の適切な保護について

弓削商船高等専門学校では、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき誓約書により取得した個人情報は、学校教育及び学校運営に関すること以外の目的には使用いたしません。

第2号書式 削除  
第3号書式 削除

第4号書式

学 生 証 再 交 付 願

年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

学科 年

学籍番号  
氏 名

このたび、学生証を失いましたので再交付をお願いします。

第5号書式

休 学 願

年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

学科 年

学籍番号

氏 名

保護者等氏名

印

印

下記事由により休学したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

1 休学期間 自 年 月 日  
至 年 月 日

2 事 由 (病気の場合は医師の診断書を添付)

第6号書式

復 学 願

年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

学科 年

学籍番号

氏 名

保護者等氏名

⑩

⑩

下記事由により復学したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

1 復学希望年月日 年 月 日

2 事 由（病気の場合は医師の診断書を添付）

第7号書式

退 学 願

年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

学科 年

学籍番号

氏 名

保護者等氏名

⑩

⑩

下記事由により退学したいので、ご許可下さるようお願いいたします。

記

1 退学希望年月日 年 月 日

2 事 由（病気の場合は医師の診断書を添付）

第8号書式

学 生 身 上 異 動 届

年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

学科 年

学籍番号

氏 名

下記のとおり異動がありましたので、お届けします。

記

1 異動年月日 年 月 日

2 異動内容

郵便番号	旧	
	新	
住 所	旧	
	新	
ふりがな 氏 名	旧	
	新	
電話番号	旧	
	新	

※変更のある事項のみ記入すること。

個人情報の適切な保護について

弓削商船高等専門学校では、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき学生身上異動届により取得した個人情報は、学校教育及び学校運営に関すること以外の目的には使用いたしません。

第9号書式

欠席・欠課・遅刻・早退届

年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

学科 年

学籍番号

氏 名

下記事由により欠席・欠課・遅刻・早退  します  したのでお届けします。  
(該当する項目に○印を付けること)  しました

記

1 期 間 平成 年 月 日 ( ) 限目から  
平成 年 月 日 ( ) 限目まで

2 理 由

※病気で1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添付すること。

忌 引 願

年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

学科 年

学籍番号  
氏 名

下記のとおり忌引をお願いします。

記

- 1 期 間                    年    月    日 ( )    時限から  
                             年    月    日 ( )    時限まで  
(ただし、往復日数    日を含む。)
- 2 死亡者の氏名
- 3 本人との続柄
- 4 死亡年月日            年    月    日
- 5 行 先

第11号書式

校外団体参加許可書

平成 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

顧問教員

責任代表者

学科 年 氏名

学科 年 氏名

このたび下記のとおり、校外団体に参加したいと思いますから許可をお願いします。

記

- 1 参加しようとする校外団体名
- 2 同 代表者
- 3 同 所在地
- 4 同 規則（添付）
- 5 参加学年団体名
- 6 目的・理由
- 7 参加年月日

第12号書式

学生団体結成（変更、継続）許可願

平成 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

顧問教員

責任代表者

学科 年 氏名

学科 年 氏名

このたび下記のとおり  
許可をお願いします。

を結成（変更、継続）したいと思いますから

記

1 名 称

2 目 的

3 事 業

4 設立（変更、継続）年月日

5 事務所の所在地

6 顧問教員の氏名

7 規約（別紙）

8 会員名簿（別紙）

第13号書式

学生団体解散届

平成 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

顧問教員

責任代表者

学科 年 氏名

- 1 解散団体名
- 2 解散年月日
- 3 解散理由

上記のとおりお届け致します。

第14号書式

集会（催物）許可願

平成 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

責任代表者

学科 年 氏名

このたび下記のとおり集会（催物）をいたしたいと思っておりますから、許可をお願いします。

記

- 1 集会の名称
- 2 目 的
- 3 期 日
- 4 場 所
- 5 参加者の種類
- 6 参加者の人員

第15号書式

印刷物発行・配布及び販売許可願

平成 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

使用責任者

学科 年 氏名

下記のとおり印刷物の発行、配布、販売したいので許可をお願いします。

記

- 1 印刷物を発行、配布、販売しようとする団体名（団体でないときは個人名）
- 2 発行、配布、販売しようとする物の名称
- 3 発行、配布、販売しようとする場所及び日時  
場 所  
日 時
- 4 印刷物の配布、販売先
- 5 印刷物 部を添える。

第16号書式

掲 示 許 可 願

平成 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

責任代表者

学科 年 氏名

下記のとおり掲示をいたしたいので許可をお願いします。

記

1 掲示表題

2 掲示内容

3 掲示場所

4 掲示期間 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

第17号書式

施設・設備使用許可願

平成 年 月 日

弓削商船高等専門学校長 殿

使用責任者

学科 年 氏名

下記のとおり施設・設備を使用したいので許可をお願いします。なお、使用に際しては火気に注意し、施設及び備品類を破損紛失した場合は直ちに弁償いたします。

記

1 使用者名

2 使用施設、設備名

3 使用日時 月 日 時より  
月 日 時まで

4 使用目的

5 使用人員